

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律の施行について

(平成四年七月一日)

(厚生省発社援第二号)

(各都道府県知事あて厚生事務次官通知)

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律(平成四年法律第八一号)は、平成四年六月二六日に公布されたところであるが、その改正の趣旨及び内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう取り扱われたく、命により通知する。

なお、本法律の施行期日は左記の第四の1に示すとおりであり、法律の施行に伴う政省令の改正等については、おって別途通知する。

記

第一 改正の趣旨

我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉サービスへの需要が著しく増大しているが、このような状況に対応し、福祉サービスを必要とする者が必要な福祉サービスを適切に提供されるようにするためには、社会福祉施設職員やホームヘルパーなど、社会福祉事業に従事する者の確保を促進していくことが必要である。このような状況を踏まえ、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等所要の改正を行うものであること。

第二 社会福祉事業法の一部改正の内容

1 基本指針の策定等に関する事項

(1) 厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本指針を定めなければならないものとする。

(2) 基本指針に定める事項は、次のとおりとすること。

ア 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

イ 社会福祉事業を営む者が行う、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

ウ イに規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

エ 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

- (3) 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中央社会福祉審議会及び都道府県の意見を聴かなければならないものとする。
- (4) 社会福祉事業を経営する者は、(2)イに規定する措置の内容に則した措置を講ずるよう努めるとともに、(2)エに規定する措置の内容に則した措置を講ずる者に対し、必要な協力を行うよう努めなければならないものとする。
- (5) 国及び都道府県は、社会福祉事業を経営する者に対し、(2)イに規定する措置の内容に則した措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
- (6)ア 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

イ 地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

2 福祉人材センターに関する事項

(1) 都道府県福祉人材センター

ア 都道府県知事は、イの業務を適正かつ確実に行うことができると認められる社会福祉法人を、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができるものとする。

イ 都道府県センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (ア) 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。
- (イ) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
- (ウ) 社会福祉事業を経営する者に対し、1(2)イに規定する措置の内容に則した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
- (エ) 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
- (オ) 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。
- (カ) 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。
- (キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

ウ 都道府県センターは、イに掲げる業務を行うに当たっては、他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携に努めなければならないものとする。

エ その他都道府県センターについて、所要の規定を整備すること。

(2) 中央福祉人材センター

ア 厚生大臣は、イの業務を適正かつ確実に行うことができると認められる社会福祉法人を、全国を通じて一個に限り、中央福祉人材センター(以下「中央センター」という。)として指定することができるものとする。

イ 中央センターは、都道府県センターの業務に関する啓発活動及び連絡調整・援助、都道府県センターの業務に従事する者等に対する研修等都道府県センターの健全な発展及び社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うものとする。

ウ その他中央センターについて、所要の規定を整備すること。

3 福利厚生センターに関する事項

(1) 厚生大臣は、(2)の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる社会福祉法人を、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができるものとする。

(2) 福利厚生センターは、福利厚生に関する啓発活動及び調査研究、福利厚生の増進を図るための事業の実施等社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るために必要な業務を行うものとする。

(3) 福利厚生センターは、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならないものとする。その他福利厚生センターについて所要の規定を整備すること。

4 社会福祉協議会に関する事項

社会福祉協議会の業務として、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を規定すること。

第三 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正の内容

1 適用対象範囲の拡大に関する事項

(1) 法律の題名を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改めること。

(2) 退職手当共済制度の対象として、児童福祉法にいう児童居宅介護等事業、老人福祉法にいう老人居宅介護等事業、身体障害者福祉法にいう身体障害者居宅介護等事業、精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者居宅介護等事業及び精神薄弱者地域生活援助事業等を追加すること。

2 被共済職員期間の合算等に関する事項

被共済職員が退職後引き続き同一経営者の経営する施設等の業務に従事した後、五年以内に再び被共済職員となった場合に、退職前後の被共済職員期間を合算する制度を設けることその他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成四年七月一日から施行すること。ただし、基本指針及び都道府県センターに関する事項については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内にお

いて政令で定める日から、中央センター及び福利厚生センターに関する事項については、平成五年四月一日から施行すること。

- 2 その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。